

令和8年第2回江北町議会（定例会）会議録						
招 集 年 月 日	令和8年3月3日					
招 集 場 所	江 北 町 議 場					
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和8年3月3日 午前9時00分				議長 井上 敏文
	散 会	令和8年3月3日 午前10時24分				
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員 出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	議 席 番 号	氏 名	出 欠	議 席 番 号	氏 名	出 欠
	1	酒 井 明 子	○	6	土 渕 茂 勝	○
	2	古 賀 里 美	○	7	池 田 和 幸	○
	3	田 村 康	○	8	西 原 好 文	○
	4	江 頭 義 彦	○	9	田 中 宏 之	○
	5	三 苫 紀 美 子	○	10	井 上 敏 文	○
会議録署名議員	1 番	酒 井 明 子	2 番	古 賀 里 美	3 番	田 村 康
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	山 田 恭 輔	○	健康福祉課長	松 田 佳 世 子	○
	副 町 長	山 下 宗 人	○	地域づくり課長	宮 本 大 樹	○
	教 育 長	牟 田 久 俊	○	農業委員会事務局長	本 村 健 一 郎	○
	総務政策課長	山 中 博 代	○	会 計 室 長	山 崎 久 年	○
	町民生活課長	吉 原 和 彦	○	こども教育課長	坂 元 弘 睦	○
	町民生活課参事	武 富 和 隆	○			
職務のため議場に出席 した者の職氏名	議会事務局長	大 島 浩 二				
	書 記	百 武 久 美 子				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

議 事 日 程 表

▽令和 8 年 3 月 3 日

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 委員長報告
- 日程第 4 報告第 1 号 令和 7 年度江北町一般会計補正予算（第 8 号）の専決処分について
- 日程第 5 議案第 3 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 4 号 江北町行政手続条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 5 号 江北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 6 号 江北町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 7 号 江北町幼児教育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 8 号 江北町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
- 日程第 11 議案第 9 号 社会教育施設等の設置及び管理に関する関係条例の整理に関する条例
- 日程第 12 議案第 10 号 佐賀のへそ・ふれあい交流センター及び江北町保健センターの使用料に関する条例及び江北町さわやかスポーツセンター設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 13 議案第 11 号 江北町過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第 14 議案第 12 号 ネイブル空調設備設置工事変更請負契約の締結について
- 日程第 15 議案第 13 号 町道花祭村内線道路災害復旧工事に関する契約の締結について
- 日程第 16 議案第 14 号 財産の無償貸付について
- 日程第 17 議案第 15 号 令和 7 年度江北町一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 18 議案第 16 号 令和 7 年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計補

正予算（第2号）

- 日程第19 議案第17号 令和7年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第20 議案第18号 令和7年度江北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第19号 令和7年度江北町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第20号 令和8年度江北町一般会計予算
- 日程第23 議案第21号 令和8年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計予算
- 日程第24 議案第22号 令和8年度江北町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第25 議案第23号 令和8年度江北町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第26 議案第24号 令和8年度江北町下水道事業会計予算
- 日程第27 議案第25号 江北町集会所、江北町町民研修施設、江北町生活館、江北町上区活性化センター及び江北町農家高齢者創作活動施設の指定管理者の指定について

午前9時 開会

○井上敏文議長

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和8年第2回江北町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

本日は定例会でありますので、議長からの諸般の報告及び町長からの行政の重点事項についての報告があります。

まず、私のほうから主なものを報告いたします。

議会の諸般の報告をお聞きください。

2月17日10時30分から佐賀市のグランデはがくれおいて、第79回佐賀県町村議会議長会定期総会が開催され、その中で、佐賀県町村議会議長会による自治功労者表彰の伝達がありました。江北町からは、議員11年以上として江北町議会副議長の田中宏之氏が表彰されております。

議案としては、令和6年度決算の認定、令和8年度基本方針及び事業計画・予算方針（案）、令和8年度歳入歳出予算（案）を審議し、全議案とも全員賛成で可決と決しました。

また、2月24日16時から杵藤地区広域市町村圏組合議会2月定例会が開催をされました。この日程の中で、杵藤地区広域市町村圏組合の副議長の選出について、前任副議長であった嬉野市の辻浩一氏の任期が2月4日で満了することから、地方自治法の規定に基づき副議長の選挙が行われました。選挙の方法については、指名推選によることが決定され、選考委員会を経た後、太良町の江口孝二氏を指名推選するとの報告があり、副議長の当選人と決定いたしました。

また、2月25日14時から佐賀県西部広域環境組合議会第1回定例会が開催されました。この日程の中で、佐賀県西部広域環境組合議長の選出について、前任議長であった嬉野市の川内聖二氏の任期が2月4日で満了することから、地方自治法の規定に基づき議長の選挙が行われました。選挙の方法については指名推選によることが決定され、選考委員会を経た後、鹿島市の中村和典氏を指名推薦するとの報告があり、議長の当選人と決定をいたしました。

議事の内容につきましては、一部事務組合報告の中で、お手元に配付しております杵藤地区広域市町村圏組合議会2月定例会及び佐賀県西部広域環境組合議会第1回定例会の報告書を参照していただきたいと思っております。

次に、一部事務組合の議会が開催されております。内容につきましては、皆様方に配付しております報告書のとおりであります。

なお、詳しい内容が知りたい方は、議員控室に資料を置いておりますので、御覧いただければと思います。

以上で私のほうからの諸般の報告を終わります。

続きまして町長からの報告を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

皆さんおはようございます。令和8年3月議会開会に際しまして、町政の運営状況について御報告を申し上げたいと思っておりますが、その前に、今日は3月3日、ひな祭りですね。ここから拝見しておりますと、階段状になっておりまして、ひな壇のようにもこちらからは見えますし、先ほど開会前、西原議員が三苦議員と隣同士座られてお話しされているのを拝見いたしますと、お内裏様とおひな様のようにもお見受けいたしました。和やかなムードの中で議会がスタートできることはよかったなと思っております。

それと、今日朝、役場の前の道を、ちょうど駅の前を歩いてまいりました。数日前というか、数週間前からなんですけど、ある方がロータリーのところのごみ拾いを、女性の方だっ

たですけど、していただいているんです。最初気づいたときあらっと思いつきながら通り過ぎ、今日も役場への道を急ぎながらも、どなたかがごみ拾いをしていただいていたものですから、立ち返ってお礼の一言でもと思ったんですけど、ちょっとそのときにはお姿が見えなくて、結局どなたかは分からずじまいでありましたが、やはりそういう町民の皆さんのお一人お一人のいろんな御貢献というのかな、御協力がやはり今の町をつくっているんだなということに改めて思って今日役場に参りまして、そういう意味でも、今日は大変すがすがしいスタートが切れたなと思っております。

それと、せっかくですのもう一つ御報告をいたしますと、先ほど議長のほうからも表彰の御紹介がありましたけれども、先般行われました佐賀県町村会の中で、自治体職員の永年勤続の表彰が行われました。勤続30年を対象に今回なっております、江北町は該当者が7人おります。そういう中でも、今回、町村会総会の場において、うちの山中博代総務政策課長が、役場はもとより、全町の該当者を代表して表彰状の受け取りをしてくれました。

この後も少しお話ししますが、大変人材の流動化みたいなことが進んでいる中で、やはり30年腰を据えて1つの仕事に向かい合うというのは、多分これからの時代なかなか少なくなってくるんじゃないかなと思います。

そういう中で、先ほど御紹介した山中課長をはじめ、7人の職員がこうして今の役場を中心的に支えてくれているんだと改めて思いましたし、ぜひまた、後進といひましようか、後輩の指導にも積極的に当たってもらえたらなと思っておるところでありました。

それでは、早速ではありますけど、3月議会の開会に際しまして町政の運営状況ということで少し御報告をさせていただきます。

今年度もいよいよあと1か月足らずということになりました。御存じのとおり、江北町では新しい時代の新しい仕組みづくりということで、いろんな取組を進めてきているところでありますが、令和7年度についても様々な取組を行うことができました。

皆さん御存じだと思いますけれども、少し実績といひましようか、数字も交えて改めて御報告をさせていただきたいと思ひます。

1つは安全・安心ということでいきますと、江北町で取り組んでおります事前落水で活用しておりますゲートの電動化ということで7年度は取組をいたしまして、4か所について電動化を進めさせていただきました。

来年度の当初予算では8か所、今回整備を予定させていただいております、以前は町外

の事業者の方が持っておられた技術を活用してということだったんですけれども、町内の事業者の中でも、その技術を受け継いでといいたいまいしょうか、町内で製作をしていただける事業者の方もありましたものですから、昨年から倍増の8か所を令和8年度は整備をしたいと思っておりますが、令和7年度、初年度は4か所整備をさせていただきました。

また、安全・安心ということでいきますと、これもこのところの懸案でありましたけれども、避難所の空調整備ということで、今回、ネイブルとさわやかスポーツセンターの2か所に空調の整備をさせていただきました。

今後についてなんですけれども、恐らく小学校、中学校の体育館の空調整備をどうするかということが今後の課題なのではないかなと思っております。ここは特に学校の施設でもあるものですから、教育委員会の意向といいたいまいしょうか、ということも確認をしながら、今後検討をしていく必要があるかなと思っております。

それと、健康福祉分野でいきますと、令和7年度から子供の医療費を含めまして、ほかに重度心身障害者、また、ひとり親家庭の医療費の無償化をスタートさせたところであります。どうしても手続上、いわゆる立替払いということも含めてではありますけれども、500円の負担金なしに高校生までの子供の医療費、それと重度心身障害者（児）、それとひとり親家庭の医療費については、無償化をスタートさせました。

ちなみに、この3つについて、言ってみれば完全といいたいまいしょうか、無償化をしているところは、江北町を含めて県内には2自治体しかございません。

それと次、農業分野ということでいきますと、これも地元から要望があってございました。高齢化に伴って農業施設、特にため池の維持管理が困難になっている中で、その省力化ということで、ラジコン草刈り機を導入させていただきました。おかげさまで、各地区でも利用が進んでおりまして、31のため池のうち19か所で利用をいただいております。

稼働日数は、今日までのところで延べ64日間使っていただいているということになっておりまして、最近、特にこのラジコン草刈り機の導入については、県内外の自治体から問合せがあったり、実際視察も受けております。物を買うのは簡単なんですけれども、やはりその仕組みづくりといいたいまいしょうか、これが我々も一番苦勞をしたところでありまして、こうしたことについては、やはりほかの自治体についても注目をいただいているということでもあります。

それと、教育分野でいきますと、長年江北町では設置ができておりませんでした教育支援

センターを令和7年度に設置をいたしました。愛称は「こあら」ということであります。県内では江北町ともう一つだけ設置ができていなかったんですけれども、後ればせながらではありませんけれども、令和7年度から支援センターの設置運営をしておるところでありまして、現時点で4名の子供が利用をしてくれておりまして、4名の延べ利用日数は270日ということで報告を受けております。

それともう一つは、学力向上ということで取組を始めました。特に英検受験、また英検受験の準備のためのいろんな学習会を通じて、最終的な目標は、学習習慣の定着というところに置いているわけですけれども、今回特に英語を1つのテーマにしまして、7年度は取組をいたしました。

これでいきますと、令和6年度の中学生の英検の有資格者が24名でありましたけれども、令和7年度、こうした取組を通じて、中学生の英検の資格取得者は172名と、24名から172名に増えたということで報告を受けておりますし、実際、受験をしてくれた子供も、令和6年度は24名、これが令和7年度は延べ322名ということになって、全員受験ということで取組をしましたものですから、ほぼ全ての子供たちが受験をしてくれたということであります。

受験で資格を取るのが最終目的ではなくて、先ほど申し上げましたように、学習機会の定着ということでありますので、その準備にどれだけ関わってくれたかということが大事だろうと思っております。

英検の試験に先立ちまして、学習会を開催いたしましたけれども、こちらのほうの参加者が103名と聞いております。

この学習会には、小学生も実は参加をいたしておりまして、そういう意味では、学年を超えた、そういう学びの場といいたしめようか、そうしたものができたのは大変よかったんじゃないかなと思っておりますが、先ほどから申し上げているのは英語だけではなく、英検の合格ということが目的というよりも、やはり子供たちの学習習慣の定着ということが目標であるものですから、当然、来年度以降もそうした観点で、教育委員会においてはいろんな取組を進めてもらいたいと思っております。

こうしたことが令和7年度から新たにスタートしたいろんな取組でありますけれども、これから令和8年度を迎えますが、特に令和8年度については、恐らく2つの町政の課題があるんじゃないかと思っております。

1つは、まさに物価高騰対策ということでありますし、もう一つは、先ほどから御紹介を

しております新しい時代の新しい仕組みづくりをさらに進めるということだと思います。

まず物価高騰対策について申し上げますと、昨年の末に国の補正予算が成立をいたしました。この成立を受けまして、江北町としては、その物価高騰対策の考え方としては、必要な時期に必要な支援を行っていくと決めまして、特にその柱として、物価高騰から、1つは町民の暮らしを守る、それと健康を守る、それと産業を守る、それと学びを守るという4つの柱を立てました。今の時点で、この4つ全てに取り組ができてはおりませんが、先ほど申し上げましたように、これから必要な時期を逃さずに支援を行っていくということが大事だろうと思います。

近隣の市町では、早速、例えば、1人当たり1万円とか1万5千円の給付ということに取り組んでおられるところもありますけれども、ここは町の考え方の違いだと私は思っておりまして、先ほどから申し上げておるとおり、江北町としては、必要な時期に必要な支援をこれから行っていくという考えの下で取り組ませていただきたいと思っております。

既に令和8年の1月には臨時議会を招集させていただきまして、これでいきますと、暮らしを守るということの一つだと思いますけれども、元気クーポン券事業第11弾について、議会に予算についても承認をいただいたところでありますし、早いところでは、もう既にお手元に届いているのではないかと思います。3月1日から5月31日までを利用期間として、町民の皆さんの暮らしの足しになればということで実施を既にさせていただいておりますし、もう一つは、福祉的な取組として配食サービス事業を行っております。これもやはり原材料費の高騰などによって、どうしても今までの価格から値上げをしないといけないということで関係事業者からお声をいただきました。普通は、そうなりますと利用者の方に価格転嫁ということになるわけですが、先ほど申し上げたように、もともと福祉的な事業ということもありまして、その値上がり分については、利用者の負担は求めず、町のほうで言ってみればその肩代わりをさせていただくということで、これも1月の臨時議会でも承認をいただいたところでありますし、こちらについても、暮らしを守る、場合によっては健康を守るということに資するのではないかと考えております。

また、令和8年度の当初予算にも価格高騰対策の事業を幾つか盛り込んでおりまして、1つには、先ほどの4本の柱でいきますと、健康を守るということで、どうしてもいろんな物価高の中で、本来なら受けていたような健康診断であるとか、いろんな予防接種、やっぱりそういうところが受診控え、または接種控えということになって、町民の皆さんの健康に影響

響を与えないようにということで、健康を守る観点から、今回、特定健診、また、各種がん検診、また、各種予防接種の自己負担分について、無償化を行わせていただきたいと思っております。

自己負担分も様々であります。数百円のものもあれば数千円のものもあります。恐らく一番高いのは6,500円ぐらい自己負担額があるものもあると思いますけれども、これらも含めて無償化、自己負担を求めないということで、ぜひ物価高から健康を守るということで取組をしていきたいと思っております。

また、暮らしを守るということでいきますと、御存じのとおり、新年度から水道料金が引き上げられることとなります。

御報告のとおり、江北町としては、やはり住民生活に対しての影響が大きい。また、もし見直すとしたら、見直すべきは、まずは西部水道企業団の経営状況、コストの部分ではないのかということもありまして、反対をいたしました。最終的に引上げということで、西部水道企業団の議会で議決を受けましたものですから、何か町としてできることはということで、水道料金の一部支援ということでやらせていただきたいと思っております。

実は、他市町も同様の支援策を行われるように聞いておりまして、そうしたことも参考にさせていただきながら、今のところ8月から11月の4か月間の水道料金の基本料金を無償化といいたいでしょうか、町のほうで負担をさせていただくということでやらせていただきたいと思っております。今のところ契約件数約4,000件と聞いておりますけれども、こちらの8月から11月の4か月間の基本料金についてを町で負担をしたいと思っております。

先ほどから申し上げておりますとおり、暮らしを守る、健康を守る、産業を守る、農業をはじめですね、また学びを守るという4つの柱で、これからもやっぱり必要な時期に必要な支援を行っていきたいと思っておりますし、また、そうしたことについては議会の皆様方とも情報を共有しながら進めてまいりたいと思っております。

それと、もう一つのテーマであります新しい時代の新しい仕組みづくりということでいきますと、いよいよこの4月から江北町の新しい交通の仕組みと断言していいと思っておりますけれども、町営タクシーがスタートをいたします。

これまで1年かけて検討を進めてまいりましたけれども、年度初めに地域公共交通会議を開いてから様々な動きもありましたし、やはり関係者それぞれの利害ということもありましたし、いろんな主張、言い分、考えもお聞きをいたしましたし、その途中で状況の変化というこ

ともありました。

そういうことの中で、最終的には65歳以上で自ら車による移動が困難な方を対象にした無償運送ということで、この4月からスタートをさせていただきたいと思います。

現在、4月スタートのための最終の準備段階に来ておりますけれども、既に利用の申込みについて受付をしております、今日時点で74名の方が利用登録をいただいております。また、併せてスタッフについても募集をしておりました。おかげさまで、11名の方から応募がありまして、最終的にはなるべくたくさんの方に関わっていただいたほうがいいなと思っております、現在8名の方を今回スタッフとしてお願いをしたいと思っております。車両は2台ということになりますけれども、まずこの形でスタートをさせていただきたいと思っております。

無償運送ということですから、地域公共交通会議の付議事項ではありませんけれども、年度当初に関係者、関係団体にも集まっていたいただいて、町の現状等についても共有をさせていただきましたし、その後の経過については御報告がまだできておりませんでしたので、来る3月17日に公共交通会議を開催いたしまして、そういう関係者の皆さん方と情報共有、また協力をお願いをしたいと思っておりますし、今のところ3月24日に、4月1日からの本格運行を控えてリハーサルを1日かけてやりたいなと思っております。利用申込みの受付、またその登録の手続、そして実際予約を受けてお迎えに上がって、その御案内を、移動をしてという、その1日を丸っとリハーサルをしたほうがいいだろうということで今予定をしております。

こちらについても、また議会の皆様方には御報告をさせていただきたいと思っております。

今回、この1年の中で、本当にいろんな状況の変化であったり、我々が当初を想定していたものとは、最終的な形は少し違っております。それも、やはりこうした状況の変化であるとか、またいろんな関係者の皆さん方のお声を反映してということではありますが、特に、今回意を用いましたのが、御存じのとおり、現在、江北駅の構内タクシーには町内外のタクシー事業者3社に御協力をいただいております。

そうした中で、やはりそうしたタクシー事業者さんとの言ってみればすみ分け、連携、共存ということが大事なのではないかということが一つ大きなポイントだったのではないかと思いますし、もう一つは、町民の皆さんの中でそうした助け合いということで、移動の支援を行っていただいているような動きもありますものですから、そういう意味では、以前も申

上げましたように、やはりこれは三位一体で、事業者の方、そして町民の方、そして役所が三位一体でやはり町民の皆さんの移動手段の確保をしていくということが大事であろうと思っております。

今回、町営タクシーを4月からスタートさせていただくわけですが、今申し上げた、やはりこの三位一体で住民の足を守っていくということは決して忘れてはならないと思っております。

町営タクシーについては、令和7年度中にいろんな準備を進めてまいりましたから、4月からのスタートということになりますが、まだまだ令和8年度からというか、令和8年度も、令和8年度こそ、いろんなやはり解決をしなければいけない町政のテーマというのが幾つかあるんじゃないかなと思っております。

幾つか申し上げます。

まず一つは、公共施設の再編についてであります。

本来なら年度末までにきちんとした方針をと申し上げておりましたけれども、大変申し訳ありませんけれども、今日時点で私がここで公共施設再編について申し上げるような熟度まで達することができませんでした。

議会の中でも御質問をいただいておりますB&G、また老人福祉センター、やはりこの2つについては、令和8年度の早い段階で、その取扱いというのを決める必要があると思っておりますが、私自身はB&G、老人福祉センターについては廃止をしたいと思っております。ただ廃止をするというだけではなくて、やはりその代替となる機能が必要なのかどうかとか、また、廃止をした場合のコストがどうかとか、また、廃止をした後の跡地の活用はどうするのかということが具体的な論点ということになるのではないかと思っておりますが、ここであえて申し上げるならば、先ほど申し上げましたように、B&G、老人福祉センターについては、老朽化によって廃止を前提にして、先ほど申し上げたような代替機能、また、代替機能の必要性があるかどうかと私は思っていますけど、それと、跡地活用ということ論点を、早めに方針を決める必要があると思っております。

それともう一つは、義務教育学校に関する検討であります。

義務教育学校についても、私自身は新しい時代の新しい教育の仕組みとして必要であると思っておりますが、御存じのとおり、その前に解決すべき課題があると、喫緊の課題があるということが明らかになりましたものですから、少し歩を緩めて、そちらのほうを優先させ

ていただきました。先ほどの学力の向上もそうですけれども。ただ、これが終わらなければ義務教育学校の検討をしないということではなくて、一定こちらについても、先ほどの学力向上、部活の地域展開など、もちろんやりながらではありますけれども、この義務教育学校についても、やはり早めに方針を決める必要があると思っております。

特に昨年の10月に新教育長も就任をしまして、その手腕にも期待をするところでありますが、私自身が考えるには、この義務教育学校の検討を進めるときの論点というのは、ハードをセットにするかどうかだと思っております。

以前の義務教育学校の検討の中にも、義務教育学校かどうかは別として、学校を新しくしてほしいというハードの話にどうしてもなりがちでありました。

ただ、先ほどから申し上げておりますとおり、やはりこれは新たな教育の仕組みであると思っておるものですから、もちろんハードについても検討をすべきですが、義務教育学校の検討をするときに、ハードも含めて、言ってみれば考えるのかどうなのかというところが論点なのではないかなと思っております。

それともう一つ、教育の関係で申し上げますと、江北町立の幼児教育センターですけれども、御存じのとおり、幼児教育の無償化に伴って幼稚園の入園者が激減をいたしました。そういうことの中で、この時代の流れを見て、幼稚園の新規の入園については数年前から停止をしてきたところですが、いよいよ今年度末をもって幼児教育センターの幼稚園部門については、子供たちがゼロになるということになります。

そうなったときに、これからの幼児教育センターをどうするのかというのが一つ大事なことで、とだと思っているんですけれども、特にここ最近では全国で、いわゆる保育所などでの事件や事故などを踏まえて、国のほうでもいろんな安全対策などが、財政支援が行われるようになりました。ところが、これが公立がゆえにそうした財政的な支援を受けられないという事例が大変多くなっていきました。

そういう中で、先ほどの義務教育学校と同じように、新しい運営の形として、公私連携型の保育園というものが実は出てきております。

私の見立てでいきますと、公立と私立のハイブリッドといいましょうか、やっぱり私はいいとこ取りだと思っておりますけれども、こうした運営形態で、既に県内の保育園でも運営をされているところがあります。

ですので、ぜひこの公私連携型をひとつテーマに、今後の幼児教育センターの在り方も決

めていきたいと思っております。

私かつて武雄市で勤務をしておりまして、武雄市では公立保育所の民営化ということが進められておりました。ちょうど私、在職しておりましたときに、最後の1園、公立のですね。保育園も民営化がなされましたけれども、後でいろんな方からお話を聞いてみますと、もちろん同じ保育園ではあるけれども、やはり公立でないといけないといひましようか、やはり公立の保育園の役割というものがあるということをお聞きしたことがありまして、大変私自身は、そこは印象にも残っておりますし、確かにそうだなというふうにも思ったところでありました。

そういう意味で、今唯一でありますけれども、江北町の公立の幼児教育センターも、先ほどから申し上げているように、公私連携というのが、私はいいとこ取りといひましようか、ハイブリッドといひましようか、最適解なのではないかと思っております。

それともう一つですけれども、私自身は実はこれが一番大事だと思っているんですけれども、やはり役場そのものの組織、人事の見直しということをやらなければならないと思っております。昨年度も、例えば、ライン職、スタッフ職の切り分けなどをしておりましたけれども、やはりこれだけではまだまだ足りないと思っております。これからは組織の在り方、また職制の在り方ということ、もう一步踏み込んで手を入れる必要があると思ひます。

ある調査があります。これは公務員を対象にしたアンケート調査でありますけれども、もちろん定年じゃなくて早期ということだと思ひますけれども、退職を考へていますかというアンケートがありました。考へていないというのは25%しかいません。残りの75%は退職を考へていると、要は転職を考へているというアンケート結果でありましたし、実は、このうちの20%は既に転職の活動中ですというアンケート結果でありました。

以前から言っているとおひ、江北町だけのことしか見ていないと、何か属人的な理由で、江北町は退職者が多いということをおっしゃる方が多いですけれども、やはり今全国的に、以前から申し上げているとおひ、やはり人材の流動化というのが進んでおひまして、決して公務部門も例外ではないということでありまひ。

繰り返し言ひますけれども、公務員の中で退職を考へていないのは25%、ただ、この中には辞めたくても辞めれないという人も含まれているそうです。なかなか転職したいからと言ひてみんなできるわけじゃないからですね。考へているというのが4分の3おられて、実際20%はそういう活動をされておるといひことでありました。

そういう中で、冒頭御紹介したように、やはり30年江北町に腰を据えて仕事をしてきているのは大変貴重な存在でありまして、そうした時代の流れがある一方で、やはり将来の江北町を担ってくれる人材の育成ということも大事だと思っております、やっぱりそのためにも、いま一步の組織の見直しということが私は大事だと思っております。

ここまで4点申し上げました。

1つのまず公共施設の再編については、新年度の9月議会には明確に方向性を御報告して、また新年度からの予算が要るものですから、このスケジュールで進めていきたいと思っております。9月議会で報告ということで、これについては、うちの山下副町長をトップで、庁内の検討、また必要に応じて町外の方にも御参加をいただいて検討を進めてもらいたいと思っておりますし、先ほどの義務教育学校、もちろん、仮にこれを進めるということになれば、数年がかりの大事業ではありますけれども、先ほど申し上げたようにハードをどうするのかとか、そういう基本的なところの方針というのは、やはり早めに出す必要があると思っております、これについても9月議会で、江北町における義務教育学校の基本的な考え方、方針ということで、以前出したものを踏まえた上ではありますけれども、方針を示したいと思っております、こちらについては、牟田教育長をトップにこれから検討を進めてもらいたいと思っておりますし、先ほどの幼児教育センターについても、公私連携型ということ为前提に、牟田教育長をトップで実施をしてもらいたいと思っております。

これについては、恐らく議会の皆さん方も公私連携、何それという感じだと思いますので、まずは6月議会で、そうした公私連携型と、江北町が考える新しい幼児教育センターの在り方というのは報告をしたいと思っておりますし、これについても、牟田教育長をトップでぜひ検討を進めてもらいたいと思っております。

先ほど4番目に申し上げました組織の見直しについて、こちらは山下副町長を中心にぜひ議論をしてもらいたいと思っておりますし、私自身は、令和8年の7月1日付で組織改正と人事異動ということを考えております。もちろん、例えば、課に及ぶものであれば、課の設置条例の改正ということも必要なものですから、これについても、この3か月間で具体案を示させていただきたいと思っておりますし、また、必要に応じて議会のほうにも御報告をさせていただきたいと思っております。

この4点が、特に令和8年度に取り組むべき新しい時代の新しい仕組みづくりのための取組だと思っております。

実は、3月1日というのは私の任期初めの日でもあります。4年の任期の半分、2年が去る2月28日で過ぎまして、私自身も残すところあと2年ということになりました。

ただ、議会の皆さん方は、それより約1年早い、任期あと1年ということだと思います。

先ほど申し上げたことは、私2年かけてやるというよりは、今おられる議会の皆さん方と一緒に取り組んだ成果、今任期中の成果としたいと思っておりますので、ぜひこの2年ではなくて、この1年、さらに言うならば、やはり早い段階でそうした課題についても議論させていただきたいと思っておりますし、今任期中の成果としたいという思いがあります。

これで最後にしますけど、その中で、議会にも少しお願いをしたいことがあります。2点であります。

まず1点は、やはり議会の活性化ということが必要だと私は思っております、特に参政権が18歳になったということもありまして、やはり町民の皆さんがもっと町政に関心を持っていただく必要は私はあるんじゃないかと思っております。もちろん、今いろんなネットを使ったり、ケーブルテレビを使ったり、いろんな広報を通じて町民の皆さんに広報をしていただいておりますし、もちろん、議会中傍聴にも来ていただいておりますけれども、やはり私自身は、特に子供たち、また、それだけではなくて、働く大人の皆さん方にも、やはりこの議会の傍聴をしていただいて、言ってみればライブでというんでしょうか、我々の論戦を聞いていただくことで、町民の皆さんにもっと関心を持っていただきたいなという思いがあります。

もう数年前になりますけれども、議会の皆さん方と一緒に基山町の議会の見学にも行きました。あのときは日曜議会の見学に行ったんじゃないかなと思います。

これは以前から申し上げておるところではありますけれども、ぜひ、例えば、土曜議会、日曜議会、夜間議会など、いろんな町民の皆さんが、こうした議会のやり取り、また町政に触れる機会ということをぜひ御検討いただきたいというのが一つであります。

それともう一つは、今日の朝刊にも載っておりましたけれども、ここに来て新幹線の問題が、山口知事が最近は何度となく国土交通省の事務次官にお会いになられたとか、また、今日の新聞では、その中では実はルートという言葉が書かれておりました。

我々江北町は、新幹線ということになるとどうしても、かつての3者合意ですか、フリーゲージのときのいろんな歴史があるものですから、何となく及び腰になりがちですけれども、知事の御意思はよく分かりませんが、少なくとも報道で、こうやって事務次官と会ったとか、

ルートというようなことが出てきたということであれば、我々江北町としても、そろそろいろんな検討と、もしくはそういうシミュレーションをやったりする必要があるんじゃないかなと思っております。

ぜひですね、これは我々執行部とか私だけとかいうことではなくて、議会の皆さん方から、そうした江北町における新幹線問題に対する関心といたしましょうか、研究といたしましょうか、そういうことをそろそろ進めていく時期に来ているのではないかなと思っております。

少し差し出がましいかもしれませんが、例えば、特別委員会であるとか、そうしたこともぜひ御検討をいただくことで、これからのいろんな動きに、江北町として遅れを取らないということが大事なのではないかと思っております。

私自身の町政の課題として4つ申し上げましたし、ぜひ議会の皆さん方と取り組むべきテーマとして、先ほど2点を申し上げたところであります。

いずれにしても、大変国際情勢も混沌としております。そういう中で、我々としては、やはり町民の住民福祉の向上、また、安全・安心、また、地域の活性化ということがここにいる我々の使命でありますから、ぜひ新年度においても、議会の皆様方とともに町の発展に尽くしてまいりたいということをご約束をいたしまして、町政の運営状況とさせていただきます。

今議会もどうぞよろしくお願いたします。終わります。

○井上敏文議長

町長からの報告が終わりましたので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○井上敏文議長

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において、1 番酒井明子議員、2 番古賀里美議員、3 番田村康議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○井上敏文議長

日程第2. 会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から3月13日までの11日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月13日までの11日間と決定いたしました。
なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付しております案のとおりであります。

日程第3 委員長報告

○井上敏文議長

日程第3. 委員長報告を議題といたします。

閉会中の事務調査について、総務文教常任委員会で開催されておりますので、委員長より報告を求めます。総務文教常任委員会池田和幸委員長、御登壇願います。

○池田和幸総務常任委員長

皆さんおはようございます。それでは、事務調査報告をいたします。

令和7年12月定例議会において総務文教常任委員会に付託された事務調査について報告いたします。

今回、令和8年2月2日、福岡県八女市を訪問し、遊休公共施設等利活用の取組について、委員5名、議会事務局職員が同行し、視察を行いました。

議会委員会室において、橋本正敏市議会議長より歓迎の御挨拶をいただき、総務部財政課鶴木課長、公共施設マネジメントを担当する中村係長から説明を受けました。

八女市は、2度の平成の合併で2村3町を編入し、令和7年12月末現在、人口5万8,867人、面積は482.44平方キロメートルで、福岡県内で2番目に広い面積を有する自治体です。

市は、施設の老朽化や人口減少に伴う財政負担の増大を背景に、平成29年度から令和28年度までを計画期間とする公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の保有量の縮減や長寿命化に取り組まれています。

特に、市の所有する普通財産のうち、現在利用がなく、施設として利用していない建物や土地を遊休公共施設等と定義し、その利用促進のため、令和7年3月に遊休公共施設等利活用促進条例を制定されました。この条例制定に当たり特に薩摩川内市を参考にされたそうです。

条例を制定し、地域活性化に資する事業を行い、遊休公共施設を利活用する事業者を公募し、市が審査の上、適用事業所として指定する取組が実施されています。

条例では、適用事業者に対する3つの奨励措置が規定されています。

今画面に映っているのがその3つのことです。画面を見ながら説明します。

(パワーポイントを使用) 1つ目は、土地・建物の減額譲渡です。基準額の10%に減額され、必要に応じて解体撤去費用の控除も可能です。

2つ目は、土地・建物の減額貸付けです。基準額の1.6%に減額され、10年後には申出により無償譲渡も可能になっています。

3つ目は、固定資産税の課税免除です。最大で3年間、事業に使用する土地や建物、償却資産が対象となります。

また、制度の活用にあたっては、事務所の新設や移設、新規雇用など地域活性化に資する事業であること、また、関係省庁の財産処分に承認を得ることなどが要件とされています。

次に、画面の説明にありますけれども、条例制定後、初めての公募が昨年5月に行われました。募集物件13件のうち8件が統廃合や義務教育学校化により廃校となった小学校でした。公募の結果、4件で適用事業者が指定されています。

利活用の具体的例としては、トップアスリート、特に卓球の選手育成のための寮や、児童発達支援事業や放課後デイサービス事業所として利活用されているそうです。

ただ一方で、公募したものの、応募がなかった施設もあり、企業、個人の関心を引く情報発信の工夫や、契約条件等の見直しなどを今後の課題として挙げられました。

最後の資料説明ですけれども、手続のイメージを描いております。八女市は遊休公共施設を地域の資源として利活用するという方針の下、用途を廃止した公共施設について、積極的に民間への売却処分、貸付けを進められています。八女市が保有し、維持管理する公共施設の数388と、本町との間には大きな差がありますが、可能な限り解体費用を市が負担せずに済むよう工夫しながら、施設保有量の削減に積極的に取り組まれている姿勢は、今後、本町において使用を停止した公共施設の在り方を検討する際、参考にできる取組だと感じたところです。

以上、総務常任委員会行政視察報告を終わります。

○井上敏文議長

以上で委員長の報告を終わります。

日程第4～第27 報告第1号～議案第25号

○井上敏文議長

日程第4. 報告第1号から日程第27. 議案第25号までを一括上程いたします。

議案を朗読させます。大島議会事務局長。

○議会事務局長（大島浩二）

（朗読省略）

○井上敏文議長

朗読が終わりましたので、町長からの提案理由の説明を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

それでは、本議会に提案をいたしました議案の提案理由を御説明いたしますが、お手元に既に提案理由書ということであろうかと思えます。今回二十数議案あるものですから、もちろん読み上げはしますけれども、せっかくですから少し提案理由書記載のことに付言したほうがいいことは付言させていただきながら、提案理由の御説明をしたいと思えます。

まず、報告第1号 令和7年度江北町一般会計補正予算（第8号）の専決処分についてであります。

令和8年2月8日に執行された衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に伴う人件費及び事務的経費について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年1月23日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

この補正予算については824万2千円を増額し、歳入歳出予算総額を79億4,251万6千円とするもので、これに伴う財源は主に県支出金となっております。

次に、議案第3号であります。特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給に関する条例等の一部を改正する条例であります。

行政改革で減額した報酬等のうち、これまで見直しが行われていない非常勤特別職の報酬等について今回見直しを行うものであります。

改正内容は、報酬の種別が年額の職の報酬額を10%程度増額し、出席費用弁償を一律「1,100円」とするものであります。

御存じのとおり、江北町も一時期は市町村合併ということを考えて近隣の自治体と一緒に協議を進めておりましたけれども、最終的には単独運営ということとなりました。その際には、単独運営をしていく場合の特に財政的な危機感というのが当時ありまして、いわゆる行政改革ということで様々な歳出の削減が行われておりました。そうした取組はほかの自治

体でも行われていたんですけれども、少し江北町が違ったのは、特に期限を定めていなかったものですから、こうした見直しをしない限りは行革の措置が続いたままという状態がありました。これまでもそうした観点から幾つかについては見直し、復元等を行っておりましたけれども、最終的に今回御提案をしたものが、そうした行革期間の削減の復元の整理になるのではないかと認識をしております。

先ほども申し上げたように、これから時代の新しい仕組みをつくっていくためのスタート地点に立つためにも、行革についての一定の見直しについては今回やらせていただきたいと思っております。

次に、議案第4号 江北町行政手続条例の一部を改正する条例であります。

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律により行政手続法の一部が改正され、令和8年5月21日に施行されることに伴い改正を行うものであります。

改正内容は、不利益処分の名宛て人の所在が不明な場合の聴聞等の通知方法について、インターネットによる公表を前提とし、引き続き掲示場等での書面による掲示を行うようにするものであります。

次に、議案第5号 江北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

令和12年度の県内国保税率一本化に向け、国保税率及び国保税額の見直しを行うため条例の一部改正を行うものであります。

今回、国保運営協議会の答申を受け、町の方針として、令和12年度において引上げとなる均等割、平等割については、急激な負担を緩和するために段階的に引き上げる、また一方で、令和12年度において引下げとなる所得割については、基金を活用することで早い段階で県統一時の推定税率に引き下げるという2つの方針について御承認をいただきました。

これらの方針によりまして、令和8年度についての江北町国民健康保険税の税率及び保険税額の条例改正を行い、これに伴い低所得世帯や未就学児に対する軽減制度の減額に係る金額を改正するものであります。

次に、議案第6号 江北町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例であります。

ひとり親家庭等医療費は、現在償還払い方式で助成をしておりますが、今回、令和8年11月から県内全市町が取扱いを同じくすることで現物給付方式に移行することとなりました。

これに伴い本条例を改正するものであります。

なお、本町では令和7年4月から、先ほど申し上げましたが、医療費の無償化を既に実施しており、現物給付方式への移行後も受給資格者の申請により窓口負担分についても、これまでどおり自己負担なしの無償化による経済的負担の軽減を図りたいと思っております。

現物給付化することによって、窓口では自己負担分500円を逆に払っていただくようになってしまいます。ですから、この分は償還払いではありますけれども、町としては助成をさせていただくということで、現在の自己負担ゼロという取扱いを継続させてもらいたいと思っております。

次に、議案第7号 江北町幼児教育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例であります。

令和元年10月から始まった幼児教育の無償化をきっかけとして、江北幼稚園の入園希望者が激減をしたため、令和5年以降の新規園児募集を順次停止してきたところであります。令和7年度末をもって全在園児が卒園することに伴い、江北幼稚園を廃止するために条例の一部を改正するものであります。

なお、現幼稚園舎については、江北保育園の園舎に含めるための変更手続を別途行い、保育の受皿としての役割を継続していきたいと思っております。

次に、議案第8号 江北町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例です。

子供のための良質な成育環境の整備、多様な働き方やライフスタイルへの対応強化及び孤立した育児への不安や悩みを抱える家庭への支援を目的とした、いわゆるこども誰でも通園制度、新年度からは名前が少し堅苦しくなりました特定乳児等通園支援事業という名前になるそうです。令和8年度から全ての自治体で実施することとなります。

子ども・子育て支援法第57条の3において準用する同法第46条第2項の規定に基づき、事業者は町の条例で定める事業の運営に関する基準に従って特定乳児等通園支援を提供しなければならないこととされたため、事業者が遵守すべき事業の運営に関する基準を定めるものであります。

議案第9号 社会教育施設等の設置及び管理に関する関係条例の整理に関する条例であります。

社会教育施設等の使用料の納付期限を統一するために関係条例の一部を改正する必要があることから、この議案を提出するものであります。

改正内容としては、施設の使用許可の際に納入しなければならないとしていたものを、使用日までに納入しなければならないとするものであります。

こちらについては、条例改正そのものは今申し上げただけでありますけれども、御存じのとおり、今回ネイブルについては指定管理者が替わるということになりました。また、冒頭申し上げましたように、町の公共施設、特に社会教育施設についてもこれから再編ということを議論する中で、やはり限られた施設を町民の皆さんに有効に使っていただくということで、この4月からの貸出しのルールについても一定見直しをさせていただきました。

これまでもいろんな住民の方から私自身も直接聞いたことがありましたけれども、不公平感とか、不平等感とか、やっぱり使いにくさとか、不便さというようなお声がありましたものですから、今回こうした声も踏まえまして貸出しのルールを改めさせていただきました。それに伴いまして、今回、必要な条例についても一部改正をさせていただきたいということであります。

次に、議案第10号 佐賀のへそ・ふれあい交流センター及び江北町保健センターの使用料に関する条例及び江北町さわやかスポーツセンター設置条例の一部を改正する条例であります。

佐賀のへそ・ふれあい交流センター及び江北町保健センターの利用者に町内勤務者の規定がなかったことから、ほかの施設と統一させるため、条例に町内勤務者を追加するところがあります。

また、佐賀のへそ・ふれあい交流センターの多目的ホール及び江北町さわやかスポーツセンターに新たに冷暖房設備を設置いたしましたため、冷暖房使用料を定める必要があることから、この議案を提出するものであります。

前段については、先ほど申し上げた内容と同じ趣旨であります。後段につきましては、今回整備をいたしました冷暖房施設について、避難所の環境整備ということで整備をいたしましたけれども、それだけではなくて、町民の皆さんにも使っていただけるような仕組みをつくるために、今回規定を改めさせていただくものであります。

次に、議案第11号 江北町過疎地域持続的発展計画の変更についてであります。

令和3年4月1日に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行され、本町は引き続き過疎地域に指定をされており、過疎地域における国の財政上の支援措置を受けるため、令和3年度から令和7年度までの5か年を計画期間とする江北町過疎地域持続的発展計

画を策定しております。

今回、従前の計画を令和8年度から令和12年度までの5か年間の計画に変更する必要があるため、法第8条第10項で準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第12号 ネイブル空調設備設置工事変更請負契約の締結についてであります。

本工事の進捗に伴い、変更契約を締結する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案をするものであります。

次に、議案第13号であります。町道花祭村内線道路災害復旧工事に関する契約の締結についてであります。

町道花祭村内線道路災害復旧工事については、日本建設技術・峰組特定建設共同企業体との契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案をするものであります。

工事に係る契約金額は5億6,430万円であり、工事内容は、抑止杭工、横ボーリング工、集水井工等の地滑り防止対策工や道路舗装工事となります。

本工事は、令和3年度豪雨の際に発生した地滑り災害の復旧工事であり、契約期間は令和10年3月31日までとしております。

次に、議案第14号 財産の無償貸付についてであります。

江北町老人福祉センター別館の一部を無償貸付けしたいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により提案するものであります。

無償貸付けの内容は、江北町社会福祉協議会に対し、江北町老人福祉センター別館の一部を小規模保育事業所の用に供するため、貸付けを行うものであります。

なお、契約の相手方、財産等については、別紙議案のとおりであります。

次に、議案第15号 令和7年度江北町一般会計補正予算（第9号）についてであります。

今回の補正額は1億4,592万9千円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ77億9,658万7千円とするものであります。

主には各事業の実績見込みによる事務経費等の軽減を計上しておりますが、一方で、国の補正予算成立に伴い各種事業について必要となる経費を計上いたしておるところであります。

歳出予算としては、災害備蓄品購入費3,547万1千円、佐賀西部広域水道企業団施設更新

負担金1,570万円、杵島東部カントリーエレベーター機能強化事業1億4,980万円、農村地域防災減災事業、これは草場ため池の計画概要書作成の事業でありますけれども、1,100万円、道路改良事業（町道東分～下惣線）2,248万8千円であります。

これらの事業の多くは、先ほど御紹介しました、国の補正予算が成立をいたしました関係で、今回3月補正ということで、早期に事業着手するためにも3月補正予算ということで盛り込ませていただいているところであります。

なお、繰越明許費については、国の補正予算成立に伴い実施する事業等を含め、追加及び変更を行います。

なお、補正予算の主な財源は事業執行における国、県支出金及び地方交付税等であります。

次に、議案第16号 令和7年度江北町無資力臨鉱ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算（第2号）です。

今回の補正額は1,134万1千円を減額し、歳入歳出予算総額を1億5,528万4千円とするものであります。

補正予算の主な内容は、委託料、工事請負費等の入札による残額を減額するものであります。

次に、議案第17号 令和7年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）であります。

今回の補正額は1,400万1千円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ13億5,256万2千円とするものであります。

補正の主な内容は、人件費及び電算センター負担金の減額によるものであります。

次に、議案第18号 令和7年度江北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）であります。

今回の補正額は157万3千円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ1億8,010万9千円とするものであります。

補正の内容は、電算センター負担金の減額であります。

次に、議案第19号 令和7年度江北町下水道事業会計補正予算（第3号）です。

今回の補正額は、収益的収入を490万4千円、収益的支出を794万円減額し、収益的収入総額を6億811万5千円、収益的支出総額を6億584万5千円とするものであります。

補正予算の主な内容は、委託費の入札による残額及び動力費等の不用額を減額するもので

あります。

次に、議案第20号であります。令和8年度江北町一般会計予算です。

社会情勢が急速に変化する中、住民ニーズは複雑化・多様化しており、行政需要も高度化・複雑化しております。これまでの常識や経験が通用しない状況下において、住民ニーズに的確かつ迅速に対応し、持続可能なまちづくりを着実に進めていくため、江北町では「新しい時代の新しい仕組みづくり」をテーマに掲げ、今回も予算を編成させていただきました。

また、物価高騰対策については、適切な時期に適切な支援を行うこととしておりまして、物価高騰から町民を守る4つの柱として、暮らしを守る、健康を守る、産業を守る、学びを守るを軸に事業を精査し、特に早期に実施する事業について当初予算として計上させていただいております。

令和8年度の江北町一般会計予算総額は、前年度に対し4億8,600万円増、6.5%増となる過去最高の79億3,700万円となりました。

歳入予算については、町税は、対前年度比2.7%増の11億2,643万9千円、地方交付税は、4.6%増の21億5,000万円、ふるさと納税は、制度見直し等の影響を踏まえ10億円、また、町債は、過疎債等で4億2,680万円を計上しておるところであります。

歳出予算の主なものとしては、まず、物価高騰対策事業として、水道料金物価高騰対策事業1,957万9千円、また、各種検診、予防接種等の自己負担無償化として1,135万9千円。

また、住みよい福祉のまちづくりのためにということで、RSウイルスワクチン予防接種事業306万2千円、新生児聴覚検査助成事業51万3千円であります。

活力ある産業のまちづくりとして、さが園芸888整備支援事業655万1千円、さかの稼げる水田農業推進事業329万7千円であります。

また、美しく明るい快適なまちづくりとして、町営タクシー事業1,162万1千円、SAGAゼロカーボン加速化事業492万円。

次に、安全・安心のまちづくりとして、町のハザードマップ改訂事業として597万3千円、総合排水計画促進事業として、ゲートの電動化を進めるための事業として440万円。

また、教育の充実として、小・中学校施設修繕事業の1億5,701万5千円、また、学校交流事業として1,745万3千円を上げております。

次に、議案第21号 令和8年度江北町無資力臨鉦ポンプ等維持管理事業特別会計予算であります。

令和8年度の歳入歳出予算総額は、前年度より478万7千円減少し、1億5,142万6千円となります。

歳出の主なものは、排水施設の機能保全計画策定業務委託など、排水機管理費1億2,095万1千円を計上しております。

議案第22号 令和8年度江北町国民健康保険事業特別会計予算であります。

令和8年度の歳入予算総額は、前年度より5,772万6千円増額し、12億4,052万1千円となります。

歳入の主なものは、国民健康保険税2億2,589万円、県支出金9億857万8千円、繰入金1億463万9千円などであります。

歳出については、医療費の増額により保険給付費が9,603万円の増となり、8億6,486万3千円、県へ納める事業費納付金が3億771万3千円などであります。

既に御報告をしておりますとおり、令和12年度、国保についてもいよいよ一本化ということで、今年度改めて関係市町でその共有をし、また、12年度の本化に江北町として対応していくということが大事であると思っております。

ということで、令和8年度以降は、令和12年度の国保税の本化を見据え、基金を活用しながら円滑に移行できるよう進めていくことが肝要であると思っております。

次に、議案第23号 令和8年度江北町後期高齢者医療特別会計予算であります。

令和8年度の歳入予算総額は、前年度より2,623万2千円増額し、2億387万2千円となります。

この予算は、佐賀県後期高齢者医療広域連合の試算により、被保険者1,500名余りの方から徴収する保険料と、低所得者の保険料軽減分の保険基盤安定繰入金を広域連合へ納入する予算となっており、今年度は令和8年度及び9年度の保険料の改定と併せ、令和8年4月から開始される子ども・子育て支援分の保険料が加算されたため増額となっております。

次に、議案第24号 令和8年度江北町下水道事業会計予算であります。

令和8年度の収益的収支は、下水道使用料、他会計補助金等による事業収益として5億9,657万8千円、維持管理費や減価償却費等に係る費用として5億9,798万2千円を計上しております。

資本的収支は、国庫補助金や企業債等を財源とした収入として3億1,013万7千円、施設の建設改良や企業債の償還等に必要支出として4億8,962万4千円を計上しております。

資本的支出額に対して不足する資本的収入額 1 億7,948万7千円は、損益勘定留保資金等で補填することとしております。

なお、主な建設改良事業としては、公共下水道施設ストックマネジメント事業の機械・電気設備改築工事であります。

最後になります。議案第25号であります。江北町集会所、江北町町民研修施設、江北町生活館、江北町上区活性化センター及び江北町農家高齢者創作活動施設の指定管理者の指定についてであります。

町内の22か所の地区集会所等の指定管理期間が令和8年3月31日をもって終了することから、地方自治法第244条の2第3項に基づき、各地区代表者を指定管理者の候補者として選定しております。

指定管理者の指定については、同条第6項の規定に基づき、議会の議決が必要であることから本議案を提出するものであります。

以上が本議会に提案をいたしました議案であります。大変多数に及んでおります。特に当初予算案も今回提案をさせていただいております。議案も多数、また、長丁場の会期ということになりますけれども、議会の皆様方と真摯かつ充実した議論ができますようお願いを申し上げます。提案理由の説明にさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○井上敏文議長

町長からの提案理由の説明が終わりました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

議員の皆様にお知らせいたします。この後10時35分から全員協議会を開催いたしますので、議員控室にお集まりください。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時24分 散会